

2019年5月吉日

させぼシーサイドフェスティバル実行委員会  
実行委員長 重信 哲

～日本遺産“佐世保鎮守府”開庁・佐世保港開港130年記念事業～  
**第15回させぼシーサイドフェスティバル2019**  
**テナント出店のご案内**

拝啓 初夏の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度させぼシーサイドフェスティバル実行委員会では、佐世保の夏を彩るイベントとして定着してまいりました「第15回させぼシーサイドフェスティバル2019」を開催する運びとなりました。

つきましては、下記の要領にてテナントの出店募集をいたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

開催日	8月3日(土)	11:00～22:00 (20:30～花火打上予定)
	8月4日(日)	11:00～18:00

開催場所 JR 佐世保駅みなと口広場 メイン会場

【出店までの流れ】

- 6月 3日(月) 申込受付開始
- 6月19日(水) 出店申込書提出締切(申込者多数の場合は先着順とさせていただきます)
- 6月21日(金) 出店者決定通知(出店詳細の送付/出店料金振込口座のご案内)  
**出店決定後、「出店料金振込」と「飲食出店業者」は保健所への申請をお願いします。**
- 7月 3日(水) 出店料金振込締切り(締切りに間に合わない場合、出店権を取消します)
- 7月 5日(金) 補欠出店決定通知(締切りで空席が出た場合、補欠で出店者を決定します)
- 7月12日(金) 補欠出店料金振込締切り(追加出店者の出店料支払締切日)
- 7月18日(木) テナント出店者説明会

以上

【送付資料】

- 資料1 テナント出店要項
- 資料2 テナント出店申込書

【送付先/連絡先】

させぼシーサイドフェスティバル実行委員会  
〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町2-5  
観光交流センター2F Soup-Up させぼ内  
TEL: 0956-46-6855 (平日 9:00～18:00)  
FAX: 0956-46-6856

～日本遺産“佐世保鎮守府”開庁・佐世保港開港130年記念事業～

# 「第15回させぼシーサイドフェスティバル2019」

## テナント出店要項

### 1. 出店条件等

#### (1) 出店申込書の提出

・原則として佐世保市内の店舗及び団体を出店募集の対象と致します。

※ 申込みについては、実行委員会で可否の決定をいたします。

※ 申し込みの可否について、実行委員会は詳細等のお答えは一切致しませんので  
あらかじめご了承ください。

(1 屋号・・1 店舗 申込者多数の場合は先着順とさせていただきます。)

#### (2) 出店料金

料 金	120,000 円
会 場	JR佐世保駅みなと口広場メイン会場
期 間	2日間 (8月3日・4日)
駐車場	1店舗につき、1台まで

#### (3) 出店料金の内容

・出店料金に含まれるもの

<input type="radio"/>	テント設置料金	
<input type="radio"/>	テント使用料金	テント1張 2間×3間 3.6m×5.4m
<input type="radio"/>	テーブル	1台
<input type="radio"/>	折りたたみ椅子	2脚
<input type="radio"/>	営業看板	1枚
<input type="radio"/>	照明	FW40W×2灯
<input type="radio"/>	電源コンセント	1個(容量920Wまで) ※電源容量の追加をされる方は、1000Wを超えるごとに1個追加してください。
<input type="radio"/>	上記の電源工事費及び電源使用料	
<input type="radio"/>	駐車場	1台まで
<input type="radio"/>	全テナント共用の飲食店用簡易給排水設備(流し台)を2台設置します。	

・出店料金に含まれないもの(各自でご準備いただくか、有料レンタルをしております)

<input type="radio"/>	電源コンセントの追加	1,600円/1個 ※
<input type="radio"/>	電源容量500Wの追加	5,000円
<input type="radio"/>	一槽式流し台	3,500円/1台 ※
<input type="radio"/>	水タンク(1個あたり容量20L)	1,100円/1個 ※

※の分は各自でご準備して頂けます。

### 2. 出店業者自身で、準備及び手続き申請等が必要なもの

(1) 飲食店の場合、保健所への許可申請等 (1営業単位毎に2,000円程度)

(2) 火器使用出店者の場合は、消火器の設置

### 3. 注意事項

#### 出店申込み・通知に関する事項

- (1) 出店申込書は、6月19日(水)必着です。FAXでお申込みください。
- (2) FAXでお申し込み後、FAX到達確認の為、実行委員会まで電話連絡をお願いします。  
(事務局への電話確認後、順受付。 TEL0956-46-6855 平日9時~18時まで)
- (3) 今回の公募テナント数は、メイン会場60店舗とさせていただきます。ただし、協賛企業のテントがある場合や実行委員会の判断によって、公募テナント数に変更がある場合があります。
- (4) 申込者多数の場合は先着順とさせていただきます。  
ただし、申込みについては実行委員会で申込みの可否を審議・決定します。  
※ 実行委員会は申し込みの可否について詳細等は一切お答え出来ませんので  
あらかじめご了承ください
- (5) 過去に問題を起こされた店舗及び団体におきましては、一切応募をお断り致します。
- (6) 出店決定者には、6月21日(金)以降に出店決定通知と説明会の案内を送付致します。
- (7) 出店料金の振込み期日は7月3日(水)です。  
出店料は出店決定後に送付する資料に記載してある口座へお振込み下さい。(振込手数料は自己負担)  
また、如何なる理由であっても、出店料金の支払期限を守れない場合、出店権を取消します。
- (8) 7月3日(水)の締切りを守れず出店枠に空が出た場合、出店権を得られなかった申込者の中から補欠で出店者を決めます。
- (9) 「補欠出店者」の出店料金振込期限を7月12日(金)と致します。  
期限を守れない場合は、出店権を取消します。
- (10) 7月18日(木)にテナント出店者説明会を開催致します。(代理不可)

#### 開催中止に関する事項

- (11) ご来場の皆さまの安全の観点から、災害等の場合に、実行委員会の判断によってイベント・催事の開催を中止することがあります。
- (12) 上記等によってイベント・催事が中止となるなどしても、出店料金は返金いたしませんのでご了承ください。

#### キャンセルに関する事項

- (13) 出店料お支払後のキャンセルについては、出店料の返還をいたしませんのでご了承下さい。

#### 禁止事項

- (14) 店舗の営業は申込書に記載された担当で営業してください。出店権利を得た担当者以外の営業はできません。(出店権利の譲渡や、転貸、場所貸し等は禁止します)上記違反が発覚した場合、シーサイドフェスティバル当日であっても出店をお断りいたします。また、その場合には出店料の返還をいたしませんので予めご了承下さい。
- (15) 暴力団関係者の出店はお断りさせていただきます。暴力団関係者と判明した場合は、シーサイドフェスティバル当日であっても出店をお断りすることになります。また、その場合には出店料の返還をいたしませんので予めご了承下さい。

#### 営業区分、許可申請に関する事項

- (16) 出店に際し、品目・価格は自由ですが販売する商品を全てテナント出店申込書へご記入頂きますようお願いいたします。特に、飲食関係は食品衛生の関係から、【加熱又は調理して販売する物】、【販売のみ】に分けてご記入ください。
- (17) 飲食関係テナントは、各テント内に一槽式流し台と18リットル分の水タンク2個の設置が義務付けられていますのでご準備下さい。尚、流し台と水タンクの有料レンタルを希望される方は、②テナント出店申込書にご記入下さい(有料レンタル)。営業区分の判断や許可申請の有無については保健所への確認をお願い致します。

(18) 保健所へ申請が必要な飲食関係のテナントは、7月18日(木)のテナント出店者説明会までに各自申請手続きを取られるようお願い致します(保健所には約2,000円程度費用がかかります)。テナント出店者受付説明会受付の際、保健所への許可申請書並びに領収書の写し・誓約書をご提出頂きます。無い場合は受付致しません。

**佐世保市食品衛生課**

[https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/syokuhin\\_kasetsu.html](https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/syokuhin_kasetsu.html)

(19) 本イベントで加熱又は調理する場合、保健所の指導により調理方法や提供可能な食材が限定される場合があります。(例：加熱していない具材を提供すること、加熱後の食材をカットするなどはお出来ません) その為、申込書には営業内容を詳しく記入して頂き、許可申請の際に保健所へ詳細の確認をお願いいたします。

(20) アルコールの販売につきましては、アルコール度数7%以下のビン類以外とさせていただきます。今年もテナントの生ビールの販売は可能です。(但し、別途保健所の許可が必要)

また、ジュースの販売につきましては、メーカーは自由ですがビン類以外とし、協賛企業の関係上、協賛企業製品以外の立て看板・のぼりなどは禁止致します。(厳守)

(21) ナイフ、モデルガンなどイベント販売が禁止の物のほか、公序良俗に反するものは販売しないこと。

**設営・当日の運営に関する事項**

(22) 各テナントで出たゴミは、各自で責任を持って持ち帰ること。(厳守)

※違反行為があった場合は、翌年度の出店禁止等の措置を取る場合があります。

※実行委員会指定の業者によるゴミ処分も可能です。(有料)

(23) 電気及び給排設備工事等は、実行委員会の設営業者が行うものとします。

(24) 販売に際して販売品及びのぼり旗や簾(すだれ)など、テント外にはみ出さないようにして下さい。

(25) テナントとの運営にあたり、万一事故(食中毒や火災等)が発生した場合は、当該テナント代表者が全責任を負担すること。

(26) 未成年者へのアルコール販売は一切しないこと。

(27) 場内では全ての関係者とトラブルを起こさないこと。

(28) 他者に損害を与えた場合は、当該テナント代表者が全責任を負担すること。

(29) 会場内への車両の乗入れは、実行委員会の指示に従うものとします。

(30) 催事終了後は、決められた時間内に速やかに撤収を行うこと。(厳守)

(31) 発電機及びガソリンの持ち込みは、禁止とさせていただきます。

(32) 上記以外で必要と思われる事項につきましては、7月18日(木)のテナント出店者説明会にて説明致します。

(33) その他全ての事について、実行委員会の指示に従って頂きます。

※ そのほか、させぼシーサイドフェスティバル実行委員会の諸注意事項及び指導については、順守するとともに、すみやかにご対応ください。

ご不明な点がございましたら、下記の実行委員会まで必ずFAXにてお問い合わせ願います。

させぼシーサイドフェスティバル実行委員会

〒857-0852 長崎県佐世保市千尽町2-5 観光交流センター2F Soup-Up させぼ内

TEL : 0956-46-6855 (平日 9:00~18:00) FAX : 0956-46-6856

～日本遺産“佐世保鎮守府”開庁・佐世保港開港130年記念事業～

# 第15回させぼシーサイドフェスティバル2019 テナント出店申込書

 出店要項を順守し、出店の申し込みを致します

※確認の上、口にチェックをお願い致します

**FAX:0956-46-6856**

FAX送信後、到達確認の電話(0956-46-6855)をお願いします

申込日 2019年 月 日

ふりがな						
企業名						
当日看板に記載する店舗名						
代表者名						印
住所	〒	-				
TEL	( )	-	FAX	( )	-	
担当者名			携帯電話	-	-	
取扱商品(全品目) ※加熱又は調理して販売する物と販売のみの物とに分けて詳しくご記入ください。						
<b>&lt;飲食&gt;</b>						
【加熱又は調理して販売】						
【販売のみ】						
<b>&lt;物販&gt;</b>						
火気使用燃料						
<b>①メイン会場仮設テント一式</b>						<b>120,000円</b>
駐車場の希望 (1台のみ)	車両No.を記入(詳しく)	要 不要	テーブル	要 不要	折畳椅子 ×2	要 不要
使用電気器具(全部) ※使用機器毎に電力(ワット数)をご記入ください。						
					合計使用機器数	個
					合計使用電力(ワット数)	W
追加項目	②電源コンセントの追加 1個につき	1,600円	個	出店料合計		
	③電源容量の追加 500Wにつき	5,000円	個	①+②+③+④+⑤		
	④一槽式流し台 1台につき	3,500円	個			
	⑤水タンク 1個(容量20L)につき	1,100円	個	円		

※電源容量の追加をされる方は、1000Wを超えるごとに電源コンセントを1個追加してください。

※必要事項をご確認の上、丁寧な文字で記入漏れの無いようご注意ください。

■別紙の出店要項をご理解の上、6月19日(水)までに本紙をFAXまたは郵送にてお申込み下さい■

させぼシーサイドフェスティバル実行委員会  
〒857-0852 長崎県佐世保市千尽町2-5 観光交流センター2F Soup-Upさせぼ内